

許可番号 第03573003685号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 山口県周南市晴海町7番21
氏名 株式会社徳山オイルクリーンセンター
代表取締役 長田聖士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。



山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 平成27年 5月21日

許可の有効年月日 平成34年 5月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (焼却)

(2) 産業廃棄物の種類

裏面のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

廃油の焼却施設

設置場所：山口県周南市晴海町7番21

設置年月日：昭和52年8月15日、処理能力：40t/日 (24時間)

届出受理年月日：昭和52年8月15日、届出受理番号：第77号の12

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

特別管理産業廃棄物の種類

- 汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 以上4種類

許可の更新又は変更の状況

平成27年 6月23日 更新許可

平成27年 6月23日 変更許可(変更事項：特別管理産業廃棄物の種類の追加(汚泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ)、廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ)、廃酸(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ)、廃アルカリ(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ))

平成30年 6月 7日 変更届(代表者の変更(変更前：城安市))